

浦環審第4号
平成17年9月12日

浦安市長 松崎秀樹様

浦安市環境審議会会長 柳 憲一郎

江戸川第一終末処理場に係る環境影響評価準備書に対する市長の
意見について（答申）

平成17年8月11日付け浦環保第142号をもって諮問のありました江戸川第一終末処理場に係る環境影響評価準備書については、大気質、水質、騒音・振動、悪臭、景観、動植物などの環境現況に関して、現地調査の実施、結果を基に予測・評価が行われ、実行可能な範囲内で出来る限り回避・低減されるなど環境の保全について配慮が適正になされており、概ね妥当であると思います。

なお、付帯意見を下記のとおりまとめましたので、市長の意見を述べるにあたって十分配慮されたい。

記

- 1 本事業については、昭和48年の都市計画決定後、規模の見直し等により千葉県環境影響評価条例によらない自主的な環境アセスメントとされたが、現在の生活環境へ及ぼす影響は大きいことから、今後、今回と同様の事案の場合には同条例を適用する方向で対応すること。
- 2 本事業供用後の旧江戸川の水質は、BOD、全リン、全窒素については今井橋、浦安橋において、いずれも現状より悪化することが予想されている。本事業では、水処理方式に高度処理方式を採用するなど、実行可能な範囲で放流先への環境影響の低減を図るものと考えるが、設備の運転・管理等を含め水質をはじめ他の項目についてもできる限り、環境への影響を低減させる方策（マニュアルの作成、運転技術者への教育等）を講じられたい。
- 3 土壌汚染については、土地の改変時に土壌汚染対策法上の措置を講じ、事後調査の項目に土壌汚染を追加すること。
- 4 監視計画について、事業実施後の調査結果などを市民が容易にチェックできる市民向け情報公開システムを構築すること。